嘉麻市スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザル実施要領

1　業務の概要

（1）業務名

嘉麻市スクールバス運行管理業務委託（長期継続契約）

（2）業務の目的

嘉麻市立嘉穂小学校児童及び嘉麻市立嘉穂中学校生徒を乗車対象にしたスクールバス運行を安全かつ効率的、効果的に行うことを目的として、嘉麻市スクールバス運行業務を遂行させる能力がある運行業務を行う業者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものである。

（3）業務の内容

別紙「嘉麻市スクールバス運行管理業務委託　特記仕様書」のとおりとする。

（4）業務委託期間

契約締結日から令和１４年3月３１日までとする。

ただし、契約締結日の日から令和9年3月３１日までは業務の準備期間とし、その期間の委託料は、発生しないものとする。

（5）見積上限額

運行業務の業務委託期間における見積上限額は、２３１，２０６，０００円とし、各年度の見積上限額は次のとおりとする。なお、いずれも消費税及び地方消費税を含まないものとし、上限額を超える見積額を提出したものは、失格とする。

・令和９年度 …… ４６，２４１，２００円
・令和１０年度 …… ４６，２４１，２００円
・令和１１年度 …… ４６，２４１，２００円
・令和１２年度 …… ４６，２４１，２００円
・令和１３年度 …… ４６，２４１，２００円

2　選定方法

嘉麻市スクールバス運行業務委託事業者の選定に関し、スクールバスを利用する児童生徒の利便性及び安全性を十分に確保した登下校を実現するためには、一般競争入札等による選定方法では達成できない恐れがある。

そのため、公募型プロポーザル方式により事業者の提案を客観的に評価し、スクールバス運行業務委託の履行に最も適した契約相手として、安全性、信用性、実績及び経営の適性等を総合的に考慮した上で選定することとする。

3　問い合わせ及び各種書類の提出先（担当部署）

嘉麻市教育委員会　学校教育課　教務係（担当：太田）

住　　所　〒８２０－０５９２　福岡県嘉麻市上臼井４４６番地１（碓井総合支所１階）
電　　話　０９４８－６２－５７２６（直通）
ＦＡＸ　０９４８－６２－５６９３
Ｅメール　ｋｙｏｍｕ@ｃｉｔｙ．ｋａｍａ．ｌｇ．ｊｐ

4　実施スケジュール等

運行業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容	時期
実施要領等ダウンロード期間	令和８年１１月２日（月）から１１月１１日（水）
質問提出期限	令和８年１１月１１日（水）
質問回答期限	令和８年１１月１３日（金）
参加申込提出期間	令和８年１１月２日（月）から１１月１７日（火）
参加資格審査結果発送	令和８年１１月２５日（水）予定
提案書提出期間	参加資格審査結果通知日から令和８年１２月９日（水）
プレゼンテーション	令和８年１２月２５日（金）の午後
審査結果の通知	令和９年１月上旬予定
審査結果の公告	令和９年１月中旬予定
業務委託契約の締結	令和９年１月下旬予定
業務準備期間	令和９年２月～３月
運行業務開始	令和９年４月１日（木）

５　参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たしていること。

（１）令和８年度嘉麻市物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、道路運送法第４条の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を有すること。

（２）法人又はその代表者並びにその役員が次の各号に該当しないこと。なお、契約締結までの期間に該当することとなった場合は、受託者としての資格を喪失したものとする。

・地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当するもの。
・募集開始日から提案までの間のいずれの日において、営業停止処分又は嘉麻市の指名停止措置を受けているもの。
・会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの。ただし、それぞれの申し立てがなされたものであっても、参加申込時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
・破産法に基づく、破産手続き開始の申し立てを行っているもの。
・所得税、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税に未納があるもの。
・嘉麻市政治倫理条例第６条各号の規定に該当するもの。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

６　質問受付及び回答

（１）受付期間

令和８年１１月２日（月）から１１月１１日（水）午後４時３０分まで（必着）。

（２）提出方法

嘉麻市スクールバス運行管理業務委託に係る質問書（様式第１号）に記入のうえ、担当部署へ電子メール、ＦＡＸ又は持参で１部提出すること。ただし、電子メール及びＦＡＸの場合は、送信後土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時３０分に電話確認を行うこととし、持参の場合は、

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時３０分までの提出すること。

（３）回答方法

令和８年１１月１３日（金）午後５時までに嘉麻市ホームページへ掲載する。なお、個別回答及び電話等による質問対応は一切受付けない。

７　参加申込書の提出

（１）提出書類

本プロポーザルに参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

・嘉麻市スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザル参加申込書（様式第２号）
・一般貸切旅客自動車運送事業の許可書又は一般乗合旅客自動車運送事業の許可書の写し
・同種業務実績一覧表（様式第３号）
・事業所又は代表者の国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書の写し等
・使用印鑑届出書（様式第４号）
・印鑑証明書の写し
・履歴事項全部証明書の写し
・労働者災害補償保険に加入していることを証明する書類の写し
・誓約書（様式第５号）
・役員名簿（様式第６号）
・委任状　※支店等への委任がある場合のみ
・その他本業務において必要な許可、認可及び資格証等の写し

（２）提出方法及び提出場所

担当部署へ電子メール、持参又は郵送で各１部提出すること。ただし、電子メールの場合は、送信後土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時３０分に電話確認を行うこととし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時３０分までの提出することとし、郵送の場合は、参加申込書提出期間内に必着することとする。

（３）提出期限

令和８年１１月１７日（火）午後４時３０分まで（必着）

８　提案書の提出

担当部署は、嘉麻市スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザル参加申込書に基づき審査を行い、参加資格を有する事業者に対し、令和８年１１月２５日（水）までに参加資格審査結果を郵送するものとする。なお、提案書提出の際は、参加資格審査結果を持参すること。

（１）受付期間

参加資格審査結果通知日から令和８年１２月９日（水）午後４時３０分まで（必着）。

（２）提出書類

提出書類は以下のとおりとする。なお、企画提案書（様式第８号）は、適当なファイルに綴ったものを、見積書（様式第９号）は長３封筒に入れ、封印封入したものを提出するものとする。ファイル及び長３封筒の規格は、指定しない。

・企画提案書（様式８号）‥‥‥‥‥‥ 正本１部、写し８部
・見積書（様式第９号）‥‥‥‥‥‥‥‥ １部

（３）提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時３０分までの提出することとし、郵送の場合は、参加申込書提出期間内に必着

することとする。加えて、提出書類を電子メールにて１部提出することとし、電話確認は不要とする。

（4）辞退届の提出

辞退する事業者は、令和８年１２月９日（水）午後４時３０分までに担当部署へ参加辞退届（様式第７号）を持参しなければならず、持参以外の方法では一切受付けない。なお、辞退によりその他事業において不利益を被ることはないものとする。

９　業者選定委員会の設置

本プロポーザルの審査を行う機関として、嘉麻市スクールバス運行管理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

１０　審査方法

審査方法は、委員会が提案書の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査及び採点し、各委員が採点した点数に基づき集計した総合得点が（以下「総合得点」という。）５００点満点中３７５点以上の提案者のうち、総合得点の高い順に順位を決定する。なお、委員に欠席があった場合、配点等についてはプレゼンテーション当日に担当部署よりお知らせするものとする。

（1）プレゼンテーション実施日

プレゼンテーションの日時等の詳細は別途通知するが、概ね令和８年１２月２５日（金）午後で実施を予定する。

（2）プレゼンテーション概要

プレゼンテーション概要は、以下のとおりとする。

・審査時間等は、１事業者につき３０分以内とし、プレゼンテーションは２０分以内、ヒアリングは１０分以内とする。
・プレゼンテーション当日における説明員等の参加人数は、３名以内とする。
・プレゼンテーションは、対面方式で非公開とする。
・プレゼンテーションの際、パソコン、スピーカー、プロジェクター等機材を使用する場合、必要なコンセント数や設置場所等を予め担当部署へ相談し、機材は事業者で用意することとし、機材の一切の貸出しを行わない。

１１　審査基準及び配点

審査基準及び配点は、次のとおりとする。

審査基準	配点
会社の現状	１０
事業者内の安全対策等実態	２０
児童生徒への安全対策	３０
緊急時の対応体制	２０
運行体制及びスケジュール	5
その他事業者が実施するサービス	１０
価格評価	5
合　　計	１００

１２　優先交渉者の決定

委員会は、審査基準に基づき算出した評価点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定し、総合得点が同一の場合、見積額の低い金額を提示した事業者を優先交渉権者として選定する。なお、本プロポーザルに参加した事業者が１者の場合であっても、本プロポーザル実施要領に基づき審査を実施し、評価点が最も高い者が辞退した場合、次点で評価点が高い者を新たな優先交渉権者とする。

１３　審査結果の通知

審査の結果については、全ての者に通知する。なお、選定に関する異議等は、一切受け付けない。

１４　契約の締結

契約内容及び仕様については、優先交渉権者の選定後、企画提案等の内容をもとに優先交渉権者と詳細を協議し、仕様書を調整のうえ速やかに契約の締結を行う。

１５　失格条項

次の事項のいずれかに該当する場合、事業者を失格とし、その事業者によるプロポーザルの提案は無効とする。

- 定められた提出方法及び提出期限などの条件に適合していない場合。
- 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- 参加申込書及び企画提案書等において、記載の指示がある事項の全部又は一部の記載がない場合。
- 虚偽の内容を記載した場合。
- 事故及び災害等、緊急時を除き、プレゼンテーションに無断で遅刻又は欠席した場合。
- 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。

１６　その他

その他の項目は以下のとおりとする。

- 担当部署は、事業所が提出した書類等を返却しない。
- 参加申込書及び企画提案書等の提出後において、記載内容の変更は一切認めない。
- 担当部署は、提出された書類等を事業者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- 提案内容は、非公開とする。
- 事業者は、提案書の作成のため、担当部署から受領した資料を了解なく公表してはならない。
- 事業者は、審査結果について異議申し立てを一切できないものとする。
- 本プロポーザルの参加、資料の作成及び提出に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- 提出書類の著作権について事業者へ帰属するが、担当部署は、審査に必要な範囲において無償で複製することができ、提出された書類等を審査及び説明の目的にのみその写しを作成し、使用できる。